

第6回全旅連正副会長会議開催	1
「外国人労働者の受入れ拡大」スタート	2
密輸入防止に関する覚書を締結	3
省庁便り	4

第97回全旅連全国大会開催概要	6
全国大会展示会出展社一覧	
全旅連会議開催/経営ワンポイントアドバイス	7
全旅連協定商社会名簿	8

第6回全旅連正副会長会議開催

「災害対応」と「HACCPによる衛生管理」手引書の周知へ

適正な外国人材受入の取組方針を検討 「災害時の宿泊施設の情報提供に関する協定」案を承認

平成30年度第6回全旅連正副会長会議が3月28日、全旅連会議室で行われた。報告(別掲)・協議・審議の各事項による議題は次のとおり。

【協議事項】これまで全旅連は外国人労働者の登録支援機関を立ち上げるため「越国(ベトナム)国際人材交流プロジェクト」を進めてきた。4月1日には新たな外国人材の受け入れとした在留資格「特定技能1号」(2頁に別掲)が盛り込まれた改正入管法が施行され、その在留資格の取得条件のひとつである宿泊業技能測定試験が4月14日に実施された後には、人材のマッチングや待遇面などが適正に運営され、健全に人材の受け入れが行われることで、これまでの人材交流活動も発展するとして、その取組方針が協議された。

その案として、外国人材や国内の監理団体、登録支援機関をつなげていくことを、お互いを助けるための協力体制をとることで安定した運営を進めていくとした「アライアンス」(alliance、同盟・提携)を築いていくという取組が示された。外国人材の調達方法を宿泊業界の現場に指南するというワンストップ窓口、また、外国人材が都市部に集中しないために様々な教育プログラムを活用して是正を目指すとした役割をも担っていくものであるとしている。

【審議事項】全旅連は公益社団法人日本水道協会に対して行う「災害発生時に宿泊施設の情報提供に関する協定」案を示した。大規模災害の際に飲用水の供給並びに水道施設の復旧などの円滑な応援活動を図るため、旅館・ホテル等の宿泊施設の情報提供に関する協定を締結し、協力体制を築くというもの。同協会が応急給水又は応急復旧活動を実施するにあたり、宿泊場所を必要とする場合、全旅連が都道府県組合と連携し、宿泊施設の営業状況について同協会に情報提供を行っていくとした提案が承認された。



報告・協議・審議の各事項と多くの議題が挙げられた正副会長会議

報告事項は11項目(各事項の要旨)

- (1) 四団体宿泊業外国人労働者雇用促進協議会(新たな外国人材受け入れに関する政省令の中の「新たに設ける省令」と「既存の省令の改正」についての説明)
- (2) 一般社団法人宿泊業技能試験センター(4月14日に宿泊業特定技能測定試験が国内7カ所で実施される)
- (3) 厚生年金適用拡大(宿泊業、飲食サービス業については常時5人以上の者を使用する事業所は強制適用となる可能性があり、生衛業界は反対する意向)
- (4) 水質汚濁防止法に伴うほう素・ふっ素暫定排水基準(温泉分野は変更なし。当面の間、基準値維持も視野に入れ、幅広い観点から検討していく方針)
- (5) 密輸入防止に関する覚書(全旅連と財務省関税局との協力関係強化等についての覚書)
- (6) キャッシュレス・消費者還元事業(消費税率引上げに伴って一定期間に限り、国が中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元の支援や、対象店舗側は端末機器の導入の助成、対象期間中は低額な決済手数料となる施策)
- (7) 生活衛生営業生産性向上緊急対策事業(消費税率引き上げで消費の落ち込みの軽減、消費喚起につながる企画への支援)
- (8) 旅館・ホテル向け災害対応マニュアルの完成
- (9) 旅館・ホテルにおけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理手引書の完成 ※(8)、(9)の冊子は全旅連公式サイト「宿ネット」の組合員専用ページにも掲載している。
- (10) ブロック会報告
- (11) 地方統一選挙(都道府県観議連)候補者への支援。

「外国人労働者の受入れ拡大」スタート

新たな在留資格「特定技能1号」が4月に施行
宿泊分野は向こう5年間で上限22,000人を受入れ

深刻な人手不足を背景に、政府が進めた「外国人労働者の受入れ拡大」は、昨年12月に新たな在留資格「特定技能」が盛り込まれた改正入国管理・難民認定法(改正入管法)が成立してから4カ月後の4月1日に施行となり、スタートした。

政府は3月15日、外国人労働者の受入れ拡大に向けて、新たな在留資格「特定技能」が創設されることを受けて、新制度の運用として新たに設けた2つの省令を含む政省令を公布した。その1つである特定技能基準省令では、「報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること」などとした外国人と受入れ企業が結ぶ雇用契約の基準や受入れ機関自体が満たすべき基準が明記された。もう1つの省令では、分野省令として宿泊分野や介護分野など受入れられる14分野が定められた。また、既存の省令も一部改正され、「18歳以上であること」「健康状態が良好であること」など入国する外国人に関する基準や登録支援機関に関する規定、受入れ機関の届出事項などの規定が設けられた。これで新制度に関する全ての法規定が整備され、在留資格「特定技能1号」など新制度を盛り込んだ改正入管法は4月1日に施行となった。技能水準のより高い2号は建設業と造船・船舶工業の2業種で2021年度に運用される。

■1号特定技能外国人が従事する業務と受入れ見込数

従業する業務は宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス、その他宿泊サービスの提供に係る業務などで、あわせて、これら業務に従事する日本人が通常行う関連業務(例:館内販売、館内備品の点検・交換等)に付随的に従事することは差し支えないとしている。

新制度では在留期間は最長5年。政府は平成31年度から5年間、最大で約34万人の外国人労働を受け入れる方向で最終調整しており、このうち、宿泊業は向こう5年間で22,000人を上限とした受入れ見込数としている。この受入れ見込み数については、昨年12月25日に閣議決定された法務省の宿泊分野の特定技能制度の運用方針において、「向こう5年間で10万人程度の人手不足が見込まれる中、今般の受入れは、毎年2.8%程度の生産性向上を図るとともに、国内人材の確保のための取組を進めることにより、労働効率化(5年間で5万人程度)及び追加的な国内人材の確保(5年間で3万人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる数を上限として受け入れるものであり、過大な

新たな在留資格「特定技能」が施行
4月14日第1回目の技能測定試験を実施



特定技能の初の国内試験は「宿泊」が対象。全国7カ所で実施された。写真は東京での試験会場。フロント、企画・広報、接客及びレストランサービスなどの知識を問う筆記試験と実際のホテル業務を想定した口頭の実務試験が行われた。合否は5月下旬にメールなどで受験者に通知される。

受入れ数とはなっていない」と示されている。

在留資格を取得するには技能や日本語についての水準を測る試験が必要で、4団体が設立した一般社団法人宿泊業技能試験センターが所管の観光庁と協力し、試験についての業務を進めていく。試験場は地方部を必須として国内数カ所で実施する。この場合「技能実習2号(技能実習1号を含め通算3年の実習)」の修了者は、新たな在留資格「特定技能1号」を試験無しで取得できる。(試験センターと試験については次ページに掲載)

■受入れ機関(旅館・ホテル)に対して特に課す条件

受入れ機関には条件として国交省が組織する宿泊分野特定技能協議会に参加し、必要な協力を行うこと、国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと、登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること、「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であることなどが挙げられている。

■在留資格「特定技能」に係る在留諸申請関係

受入れに関する相談は、法務省及び地方入国管理局において、また申請は平成31年4月1日から全国の地方出入国在留管理局(空港支局を除く)で受け付けており、申請は持参する方法で行われる。

新たな外国人材受入れに関しては法務省ホームページにてリーフレットや制度のQ&Aなどが掲載されている。

参考 法務省HP 新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設)等

URL: http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

宿泊業4団体が技能試験センター開設 外国人材受入れのための試験の実施業務担う

在留資格「特定技能」での外国人労働者の受入れには、職種ごとに業界団体が国から求められる基準をもとに、技能水準と日本語能力水準を判定する「特定技能評価試験」が義務付けされている。宿泊業においては、旅館・ホテル業が直面している深刻な人手不足などの課題を踏まえ、日本旅館協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本ホテル協会、全日本シティホテル連盟の4団体が団体の枠を越えて連携し、「一般社団法人宿泊業技能試験センター」を設立、その業務に当たることになった。

同センターは「特定技能」対象業種となる14業種のうち、宿泊業の特定技能在留資格取得に必要な評価試験を実施する機関として、平成30年9月27日付で法人登録され、「宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」が閣議決定された12月25日、技能水準及び評価方法等（特定技能1号）測定試験の実施主体として指定された。理事長は全旅連の多田計介会長が務め、理事は、日本旅館協会の北原茂樹会長、日本ホテル協会の福内直之専務理事、全日本シティホテル連盟の小林鷹史副会長、全旅連の佐藤信幸常任顧問が就任。事務所は東京・平河町の全国旅館会館に置く。

■技能試験の受験登録と実施会場等

第1回の宿泊業技能測定試験は4月14日、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の国内7カ所で行われた。試験会場の東京会場は国土交通省、ほかは各地域の運輸局となっている。今回はすでに日本国内に滞在している留学生が中心となった模様。受験登録はインターネットを通じて宿泊業技能試験センター (<https://caipt.or.jp/>) で受け付ける。第1回試験では、3月31日時点で北海道を除く各地域の会場はいずれも満席で、4月14日の試験当日は391人が受験した。

試験を受けることができる者は、試験実施日当日において年齢17歳以上（国内企業で働ける外国人は18歳以上）の外国人とする。ただし、日本国内で試験を実施する場合にあっては、中長期在留者または過去に本邦に中長期在留者として在留した経験を有する者が対象。

■宿泊業技能測定試験の内容

宿泊業における「技能評価試験」は業界で必要とされる技能や知識である「フロント業務」（お客様の求めに応じ、適切な対応をとることができること）、

財務省関税局と「密輸入防止に関する覚書」を締結 水際での取締りと迅速な通関の実現に相互理解を深める

4月12日、全旅連と財務省関税局は、「密輸入防止に関する覚書」を締結した＝写真。



本覚書は、水際での厳格な取締りと迅速な通

締結式には多田会長(左)が出席した

関の両立を実現するため、税関との相互理解を深め、継続的な協力関係を構築するものであり、密輸による不正薬物、銃器、テロ関連物質及び金地金の密輸を防止するためのものである。

「広報・企画業務」（お客様のニーズ等を踏まえ、企画・広報業務について適切な対応をとること）、「接客業務」（お客様の求めに応じ、適切な対応をとることができること）、「レストラン・サービス業務」（お客様の求めに応じ、適切な対応をとることができること）、そして「安全衛生・その他基礎知識」の5つのカテゴリより出題され、日本の旅館・ホテルでの業務に従事するための技能レベルの確認を測る。

試験は筆記・実技に分かれ、筆記試験（60分）は真偽法による30問を出題、実技試験（5分）は上のカテゴリより1パターンを選出し、現場を想定した実際の対応能力を判定していく。65%前後の得点率が合格基準となる。

■試験結果の公表と出入国在留管理庁への手続き

技能測定試験の合格発表は5月25日に行う。合格した外国人は、現在日本に在留中の場合は受入機関（旅館・ホテル）と契約後、在留資格認定証明書の交付申請を、また、日本に在留中の技能実習2号を修了した外国人などの場合は受入機関と契約後、在留資格の変更許可申請を出入国在留管理庁に行うことになっている。

■今後の実施回数など

事業年度における実施回数、実施時期及び実施場所は4月1日から翌年3月31日までを一事業年度とし、事業年度ごとの実施回数は、国内、国外共に概ね2回から3回。会場は、国は特定技能外国人が大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置も講じていく考えを示しており、10カ所程度としている。実施時期については基本的に4月、10月及び必要に応じて他の月において実施していく。

パートタイム・有期雇用労働法が 施行されます

正社員と非正規社員の間 の不合理な待遇差が禁止されます！

2020年4月1日施行

(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日)

同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員の間
の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働
き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法^{※1}や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されます。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)に変わります。

改正のポイント

非正規社員(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者^{※2})について、以下の1~3を統一的に整備します。

1 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドライン(指針)において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示します。

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規社員は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。事業主は、非正規社員から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

3 行政による事業主への助言・指導等や 裁判外紛争解決手続(行政ADR)^{※3}の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

※2 派遣労働者についても、改正後の労働者派遣法により、上記1~3が整備されます。

※3 事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。

参考 厚生労働省HP「パートタイム労働者の雇用管理の改善のために」
URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046152.html>

即位日等休日法の施行に伴う大型連休期間（平成31年4月27日～5月6日までの期間）においては、大量の輸送需要が集中して発生するとともに、イベント等への多数の人出が予想されます。

行事、催物等多数の人が集まり、防御が比較的手薄なソフトターゲットを狙ったテロ事案が発生していることに留意し、特に10日間の連続した休日となる大型連休期間に、人出が予想される施設を中心に、改めて所管の分野においてテロ対策の徹底を図るよう周知方よろしく願いいたします。

テロ対策の強化・徹底の取り組みをお願いします。

1. 宿泊者名簿への正確な記入
特に当該宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合には、その者の国籍、旅券番号の併記及び旅券の写しの保存
2. 捜査機関から宿泊情報の提供について要請があった場合の協力の実施
3. 不審者等発見のために施設内外の巡回・点検の実施
4. 事件・事故発生時の連絡・救助体制の再確認・周知及び訓練の実施
関係機関への連絡先一覧、命令系統と従業員の任務分担等の再確認




また、4月27日から5月6日までの10連休中の病院や金融機関、行政サービスなどの対応をまとめた特設ページが開設されました。下記のURLで確認できます。

URL: <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201903/1.html>

10月1日

事業者の皆さまへ 消費税率引上げ前後の値上げ・値下げ

こんな値付けはNGと思いませんか？

<p>「10月1日以降2%値下げ!」という値下げセールをしたらダメ?</p> <div style="text-align: center;">  <p>OK!!</p> </div> <p><small>問題ありません。禁止されるのは、「消費税還元」「消費税はいただきません!」など、消費税と直接関連した広告です。10月から値下げセールを行っても構いません。「10月1日以降2%値下げ!」などの広告も、消費税と直接関連しないので、NGではありません。</small></p>	<p>10月1日より前の値上げは、便乗値上げになるからダメ?</p> <div style="text-align: center;">  <p>OK!!</p> </div> <p><small>問題ありません。例えば、消費税率引上げ前の需要の高まりやコストの増加に対応して値上げを行うなど、経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられません。合理的な理由があれば便乗値上げには当たりませんが、必要に応じ、値上げの理由を消費者に丁寧に説明して下さい。</small></p>	<p>税抜での価格表示はダメ?</p> <div style="text-align: center;">  <p>OK!!</p> </div> <p><small>問題ありません。消費者に税込価格と誤認されないための措置を講じれば、税抜価格のみの表示も可能です(2021年3月31日まで)。</small></p>
<p>これはNG</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事実と反して「今だけお得」等の形で消費者に誤認を与え、駆け込み購入を煽ること ■ 仕入業者・下請業者に対する買いたたきなど、消費税の転嫁拒否を行うこと 	<p>OK? NG? 迷った時は</p>	<p>より詳しい内容についてはこちら</p> <p>価格設定 ガイドライン <input type="button" value="検索"/></p> <p>転嫁対策 事業者向け パンフ <input type="button" value="検索"/></p> <p>※消費税率の引上げに伴う価格設定ガイドラインや「転嫁対策 事業者向けパンフレット」でもご確認ください。</p> <p style="text-align: right;">財務省・内閣官房</p>

お知らせ

海外OTAのAgoda、Expediaの料金表示について現在、税金&サービス料が18.8%もしくはそれ以上の表記となっており、サービス料を徴収されていない施設で8%表記を希望される場合は変更が可能となりました。変更は各自での対応となります。問い合わせ先は下記の通り。

Agoda: 順次、各施設へ案内。また下記URLよりagodaのホームページへアクセスし、最右下の「サポート」よりオンラインでの問い合わせができます。

URL <https://yes.agoda.com/ja-jp/kipp/public/home>

Expedia: 各エリア担当者より順次、各施設へ案内。また下記メールにて電話での相談の希望を伝えられます。

問合せ窓口：地方創生推進室 関西・北陸地本部長宛 MAIL: ServiceFeeProject@expedia.com

in 茨城 観光維新

大会テーマ



水戸プラザホテル外観

全旅連全国大会 令和元年6月5日(水)

【記念式典・大懇親会 会場平面図】

会場：水戸プラザホテル

〒310-0851 茨城県水戸市千波町 2078-1
TEL 029-305-8111 FAX 029-305-8520

大会受付
・
記念式典

● 受付開始
12:00～

2階 ボールルーム

● 記念式典
13:30～

展示会
展示・物販

2階 グリーンルーム・
メロディールーム

● 展示・物販
12:30～17:30

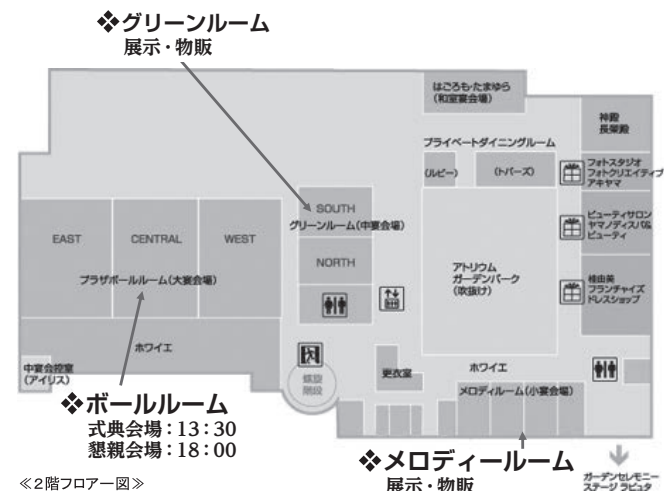
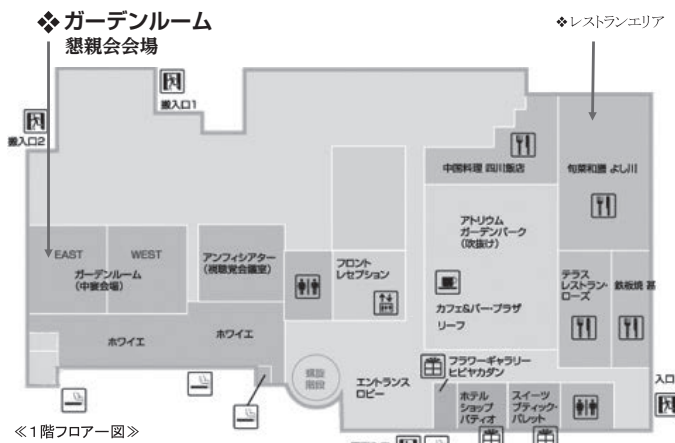
懇親会

1階 ガーデンルーム

2階 ボールルーム

● 大懇親会
18:00～

※大会参加登録は所属の都道府県組合へお申込みください。



全国大会展示会出展社一覧 (4月18日時点)

- 保険・金融：ソニー生命保険(株) (株)日本政策金融公庫
 建物工事：ミサワホーム(株) 住友林業(株) 大建工業(株) タカショー(株) デザインフィット工法協会
 カラオケ・音響：(株)第一興商 (株)エクシング
 オンライン集客：(株)リクルートライフスタイル 楽天(株) (株)宿泊予約経営研究所 ヤフー(株)
 (株)アビリティコンサルタント (株)キャディッシュ ダイナテック(株)
 ITシステム：(株)JTBビジネスイノベーションズ (株)パラダイムシフト (株)かんざし (株)クリップサイト
 鉄道情報システム(株) 手間いらず(株) (株)ネットシスジャパン
 経費削減：(株)ネクシィーズ 日本テクノ(株) (株)ショウエイ
 設備機器：(株)フジ医療器 (株)アステック テクノジムジャパン(株) ドリームベッド(株)
 ニッポンメンテナンスシステム(株) (一社)日本冷凍空調工業会 (株)ヒューベス
 (株)メルシー (株)ヤエス
 衛生関連：(株)エフジーアイ キックマンバイオケミファ(株) ケービックス(株) (株)フリーキラ製薬
 備品関連：(株)三洋 (株)グランブルー 白石薬品(株) ユーシーシーフーズ(株)
 メディア：NHK WORLD-JAPAN
 人材：HRソリューションズ(株)
 全旅連事業：全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

全旅連会議開催

【4月】

12日(金)

- 厚生労働省との意見交換会
於：全国生衛会館(東京都港区)

17日(水)

- 全旅連女性経営者の会(JKK)役員会
- 全旅連女性経営者の会(JKK)総会
於：都道府県会館(東京都千代田区)

- 全旅連青年部常任理事会 他

18日(木)

- 全旅連青年部第51回定時総会
於：全国町村会館(東京都千代田区)

24日(水)

- 第22回「人に優しい地域の宿づくり賞」選考委員会(第1回)

26日(金)

- 全国旅館ホテル事業協同組合監査会
- 全旅連監査会
- 全旅連総務会

今後の予定

6月4日(火)

- 令和元年度全旅連理事会・通常総会
於：大洗ホテル(茨城県東茨城郡大洗町)

6月5日(水)

- 第97回全旅連全国大会
於：水戸プラザホテル(茨城県水戸市)

総務省・経済産業省では、6月1日を期日として「経済構造実態調査」(統計法に基づく基幹統計調査)を実施いたします。詳しくは下記URLからホームページをご覧ください。
URL:<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

安心・真心・優しさで選ばれる宿になりませんか

シルバー aster 登録制度は、急速に進んでいる日本の高齢化社会に対応するため、業界から自主的に起こった制度です。国内の宿泊旅行に限ると、2~3割が高齢者である現在、高齢者の宿泊施設へのニーズが強い事は当然であり、全旅連ではそうしたニーズに十分対応できる旅館・ホテルを数多く整備する事が業界全体の発展につながると考えています。

シルバー aster 登録制度がスタートし平成5年9月の第一号店誕生から、今では北海道から沖縄まで約800軒の施設が登録を受け、「優しい心」を示すマークを掲げています。

全旅連では、シルバー aster 登録制度を広く内外への周知を図るとともに、厚生労働省の協力を受けながら推進しています。

ぜひシルバー aster にご登録いただき、ハード・ソフト両面の整備と充足にお役立てください。

- ◎しおりは、各都道府県旅館ホテル生活衛生同業組合までご請求ください。
- ◎お問い合わせは、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会まで。

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目5番5号 全国旅館会館4階
tel.03-3263-4428 fax.03-3263-9789 URL:<http://www.yadonet.ne.jp/>



経営ワンポイントアドバイス

「まんすりー」経営改善講座

渡邊 清一郎

忘れられない言葉

東京近郊、海が見える瀟洒なリゾートホテル。時々、日ごろの喧騒からお手軽に逃れるためお邪魔する。天気の良い夕方には茜色の空を背景に勇壮な富士山を望むことができる。簡潔な設備は衾いがなく心地よい。季節を感じさせる海の幸を中心とした料理からは料理人のエゴのかけらも感じられず、コストパフォーマンスも抜群だ。

そして、この宿でもう一つ気持ちがいいのは従業員と顧客の距離感。行き届きつつ親近感があり、働く人の人柄を感じさせてくれる。その中の一人、20代後半の男性従業員と交わした会話は今も忘れることができない。

「いつもありがとうね。もう一軒新規オープンするらしいね?」

「はい。でも一つ心配なことがあります」

「会社に勢いがあっていいと思うけど。社長さんもやり手だね」

「でも社長は独身なので・・・」

「そうでした、でもそれが?」

「私は一生この宿で働きたいんです。後継者のことが心配になります」

解決すべき事業承継問題はあがあるが、あの社長ならきっと斬新な解決策を講じるだろうと思う。経営者ならこんな言葉を従業員に言わせてみたい。

質問・相談は

watanabe@yadonet.ne.jp 携帯(090-3322-7208)
または、全旅連事務局(03-3263-4428)までどうぞ。

腸内細菌検査、ノロウイルス検査 旅館・ホテル組合員特別価格のご案内

	腸内細菌検査(検便)	ノロウイルス検査
検査項目・方法	サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフスA菌、赤痢菌、腸管出血性大腸菌O-157	RT-PCR法による遺伝子増幅法検査
報告日数	3~5営業日	1~3営業日
料金	※組合員特別価格 300円/1検体(税別)	※組合員特別価格 検査料金 2,950円/1検体(税別) 検査容器代 50円/1検体(税別)
備考	検体送料は、定期的実施分は弊社で負担いたします。追加実施分は、お客様でご負担願います。	検体送料は、お客様でご負担願います。(宅配便クール冷蔵指定)

検査申込書ダウンロード 全旅連公式HP「宿ネット」組合員専用ページ
<http://www.yadonet.ne.jp/info/member/>

お申込・お問合せ JFE東日本ジーエス株式会社 食品衛生調査センター
TEL:044-328-2788 FAX:044-333-1655
<http://www.eisei-chosa.com/>

全旅連協定商社会名簿

協 賛	(株) トランスネット	ホテル旅館向け各種インターネットソリューション販売	〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-3-1 三恵ビル8F 営業企画部 廣重 隆	TEL 03-6891-7200 FAX 03-6686-1039
	ソニー生命保険(株)	生命保険コンサルティング他	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-2 東京サンケイビル31F 東京中央LPC第3支社部長 中野秀嗣	TEL 03-4334-5203 FAX 03-4334-5213
	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	損害保険	〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 専業・マーケット開発部 市場開発室 担当次長 橋本博史	TEL 03-5789-6450 FAX 03-5789-6449
	丸八真綿グループ(株) マルハチプロ	丸八真綿寝具販売他	〒321-0982 栃木県宇都宮市御幸ヶ原町81-7 (株) 東日本丸八真綿 宇都宮支店内営業部 副課長 玉木信安	TEL 028-663-6166 FAX 028-663-6238
	サントリービバレッジソリューション(株)	ソフトドリンクメーカー 清涼飲料用自動販売機の設置	〒107-0051 東京都港区元赤坂1-2-3 赤坂見附MTビル3階 広域法人営業本部 吉原 修	TEL 03-3479-1541 FAX 03-3479-2060
	(株) リクルートライフスタイル	旅行雑誌じゃらん、 じゃらん.net等	〒100-6640 東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー 旅行営業統括部 営業推進部 営業企画グループ 酒井 宏明	TEL 03-6835-6240 FAX 03-6834-8784
	(株) セラミックテクノロジー	客室木部白木再生、各種 浴場等の各種再生	〒414-0055 静岡県伊東市岡1274-9 松坂博行	TEL 0557-48-6026 FAX 0557-38-6557
	ミサワホーム(株)	旅館ホテル客室等のリフォー ム・新築	〒163-0833 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 法人営業部法人営業推進課 全旅連担当顧問 田崎裕治	TEL 03-3349-8044 FAX 03-4570-5668
	(株) 第一興商	カラオケ機器(DAM) 音響・映像関連機器	〒141-8701 東京都品川区北品川5-5-26 営業統括本部 特販営業部 営業2課 エリアマネージャー 関口雅弘	TEL 03-3280-6821 FAX 03-3280-0862
	(株) コジマ	家電製品全般	〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-28-13 池袋西口共同ビル8階 営業本部営業部 法人営業室 主任 原 智一	TEL 03-6907-3116 FAX 03-6907-2996
	(株) エクシング	カラオケ機器販売(JOYSOUN D,UGA)音響・映像関連機器	〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館8F 営業本部 直販営業部 担当副部長 近藤美佐雄	TEL 0120-141-224 FAX 03-6848-8186
	東京海上日動火災保険(株)	旅館賠償責任保険	〒104-0061 東京都中央区銀座5-3-16 旅行業営業部 営業第一課 副主任 米永有希	TEL 03-5537-3491 FAX 03-5537-3471
	AIG損害保険(株)	組合員向各種損害保険	〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル6F 中小企業セグメント営業部 アソシエーション開発推進ユニット 二宮朋基	TEL 03-6848-8834 FAX 03-6689-2025
	楽天(株)	予約サイト楽天トラベル等	〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス トラベル事業 国内営業部 ジェネラルマネージャー 永富文彦	TEL 050-5817-3369 FAX 03-6670-5253
	(株) 宿泊予約経営研究所	web集客コンサルティング	〒220-8120 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマ ークタワー20F 新規営業本部 営業推進室 統括マネージャー 北園勇人	TEL 045-227-6505 FAX 045-227-6507
	(株) シーナッツ	予約・販売管理システム TL-リンカーン	〒108-0023 東京都港区芝浦3-12-7 住友不動産田町ビル4階 システムソリューション本部 営業G 宮崎恵利香	TEL 03-6835-8420 FAX 03-5476-8898
	(株) JTB(るるぶトラベル)	宿泊予約サイト るるぶトラベル	〒140-8602 東京都品川区東品川2-3-11 JTBビル17階 Web販売部 販売担当部長 須藤 淳	TEL 03-5796-5675 FAX 03-5796-5863
	ヤフー(株)	「Yahoo!トラベル」による 集客支援提案	〒102-8282 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワ ー予約統括本部 営業本部 トラベル営業部 森 浩一	TEL 03-6898-3466 FAX 03-6685-0080
	KNT-CTホールディングス(株)	宿泊予約サービ スe宿(いーやど)	〒163-0235 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル39F 国内旅行部 岡 哲生	TEL 03-5325-8536 FAX 03-5325-8560
	(株) JTBビジネスインベーターズ	クラウド型業務システム、自社HP予 約決済システム、外貨取扱支援など	〒108-0075 東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル7階 営業推進部 山村大樹	TEL 03-5796-5649 FAX 03-5796-5690
	(株) ネクシーズ	LED照明、業務用冷蔵庫、空調な どの省エネ素材のレンタル事業	〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町20-4 ネクシーズスクエアビル サービス企画課業務推進係 井場裕紀	TEL 03-6415-1210 FAX 03-3770-2307
	(株) エス・ワイ・エス	自社HP予約エンジン「OPTIMA」 宿泊料金比較サイト連携サービス「DRS」	〒107-0062 東京都港区南青山5-10-2 第2九曜ビル3F 営業部 若島直人	TEL 03-3486-1070 FAX 03-3486-1071
	(株) Ctrip International Travel Japan	中国インバウンド予約サイト 「Ctrip」	〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-2 日本ビル9階 ホテル事業部 東日本エリア統括部長代理 志和孝洋	TEL 03-6262-7666 FAX 03-6262-7667
	日本テクノ(株)	高圧電気設備保安管理・点検 電気料金削減コンサルタント	〒163-0651 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル51階 営業推進部 MC・東日本営業課 係長 相川 淳	TEL 03-5909-5389 FAX 03-5909-5379
	(株) パラダイムシフト	オールインワン業務支援ソフト 「レップチェッカー」	〒103-0004 東京都中央区東日本橋1-3-6 パラダイムシフトビル 営業部 部長 古瀬路里	TEL 03-5825-9970 FAX 03-5825-9971
	(株) アビリティコンサルタント	WEBサイト制作、自社HP予 約エンジン「予約プロプラス」	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前6-35-3 コープオリンピア7F 常務取締役 WEB事業統括本部 本部長 水野真寿	TEL 03-6712-6018 FAX 03-6712-6019
住友林業(株)	旅館・ホテルリフォーム 新築、造園	100-8270 東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館 住宅・建築事業本部 市場開発部 副部長 藤山裕之	TEL 03-3214-3860 FAX 03-3214-3861	
(株) ミツウロコヴェッセル	高圧電気、動力(低圧)電 気、従量電灯電気の販売	〒104-0031 東京都中央区京橋3-1-1 東京スクエアガーデン 電力マーケティング部 担当課長 石井万正	TEL 03-3275-6316 FAX 03-3275-6354	
(株) かんざし	OTAプラン作成一括管理「かんざしクラウド」 OTA「ちこみ一括管理」「ちこみクラウド」	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-2-6 丸元ビル 3F セールス本部 宿泊セールスチーム チーフマネージャー 神山真一郎	TEL 03-6261-7447 FAX 03-6261-7448	
(株) 三洋	寝具(掛け布団・マットレス) のレンタル	〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西2-8-10 ORIX恵比寿西ビル3F コンフォートグリーン事業部 営業主任 山本宜央	TEL 03-5459-2330 FAX 03-5459-2340	
(株) ショウエイ	浴場用ろ過装置の省エネシ ステムおよび見える化	〒212-0032 神奈川県川崎市幸区新川崎2-6 営業1課 課長 長谷川秀法	TEL 044-589-1601 FAX 044-589-1602	
大建工業(株)	機械すきと紙材の量	〒101-8950 東京都千代田区外神田3-12-8 住友不動産秋葉原ビル 市場開発部 澤田幸伸	TEL 03-6271-7600 FAX 03-5296-4041	
推 奨	三菱電機ビルテクノサービス(株)	エレベータ設備・管理	〒116-0002 東京都荒川区荒川7-19-1 首都圏第一支社 業務部 参事 副部長 倉場和紀	TEL 03-3803-7319 FAX 03-3803-5234
	(株) フジ医療器	マッサージチェア	〒108-0023 東京都港区芝浦3-2-16 田町イーストビル1F 商経営営業部 企業担当ユニット 鈴木哲治	TEL 03-3769-6600 FAX 03-3769-6601